

木祖村社協だより



# まめのわ通信

213号

2023

2月



## 今月のお便り

- 福祉・介護のハナシ  
介護保険サービスの利用の流れ
- シリーズ  
認知症を知る。(第4回)  
～家庭の介護力チェック～
- お知らせ掲示板
  - ▶ 木祖村社協職員募集
  - ▶ 無料法律相談所
  - ▶ ふれあいクッキング
  - ▶ 3月の行事予定

## 表紙の写真

### 受験生に桜咲く 2cmのお守りに込めた想い

すずめ塾の皆さんから木祖中学校3年生に合格祈願の「ミニわらぞうり」が贈られました。わらぞうりが“滑りにくい履物”であることにちなんで、毎年受験を控えた3年生にお守りとして贈られています。

お守りと一緒に『一步一步踏みしめて長い人生を歩んで行きましょう。』と、すずめ塾の皆さんからの応援メッセージも添えられています。

さあ、桜咲く春はすぐそこです。

# 介護保険サービスを利用するためには？

「介護が必要になったからヘルパーさんに来てほしい」。木祖村社協にこのような電話をいただくことがあります。まずは、木祖村役場の「木祖村地域包括支援センター」に相談しましょう。今回は、介護保険サービスを利用するまでの流れを紹介します。

## サービス利用の流れ

### 1 相談する



- 「突然、家族の介護が必要になった…」  
「介護サービスをお願いしたいけど、どこに頼めばいいの？」  
「どんなサービスがあるの？利用できるの？」など不安は様々です。

介護保険サービスの利用については、木祖村役場の「木祖村地域包括支援センター」に相談しましょう。

### 2 心身の状態を 調べる (認定調査)



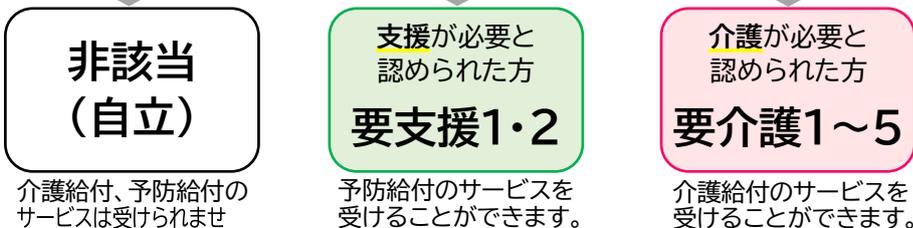
- 介護（予防）サービスを利用するには、認定調査を行い、要介護認定を受け「介護や支援が必要である」と認定される必要があります。
- 認定調査では、村の担当職員（認定調査員）が利用者の自宅などを訪問し、心身の状態などについて聞き取りを行います。

### 3 介護の度合い を判定する



- 認定調査の結果と主治医の意見書をもとに、医療や福祉の専門家による「介護認定審査会」において介護や支援の必要度を審査します。

#### 介護認定審査会



### 4 ケアプラン作成



▶▶ ケアプランとは、どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書です。ケアマネジャーと相談をして作成します。

### 5 サービスの 利用開始



# 社協会費にご協力いただき、ありがとうございました。

村民の皆様には、今年度も木祖村社会福祉協議会費へのご協力をいただき、ありがとうございました。引き続き、皆様のご協力とご参加のもと、『誰もが安心して生活できる『福祉のむらづくり』の実現を目指していきます。会費は地域福祉推進のために活用させていただきます。

一般会費	954,000 円
特別会費	124,000 円
総 額	1,078,000 円

## Q.「社協会費」っていうけど、社協の会員になった覚えはないよ？



**A.** 社協は、“地域福祉の推進役”として社会福祉法という法律に位置付けられています。「誰もが安心して生活できる福祉のむらづくり」を村民の皆さんとともに進めるため、木祖村の全世帯を会員とし、地域福祉の推進を目指しています。

## Q. どうして、「寄付」じゃなくて、「会費」と呼ぶの？



**A.** 社協会費は、自分が暮らす地域をよりよい地域にするために、地域福祉推進の主体者である会員として出し合うお金です。会員の協力が、「自分の地域を自分でつくる」という地域福祉活動につながります。

## シリーズ 認知症を知る。 ～正しく理解、地域で支える～

### 第4回

認知症の介護と向き合う日は、突然やってくるかもしれません。家族でどのくらい介護ができるか、地域にどんな支援があるか、暮らしの中で確認していくことが大切です。

※シリーズ認知症を知るは、「認知症ねっと」(info.ninshisho.net)を参考にしています。

## 長期にわたる介護… 家庭の介護力をチェック

前号記事にした「若年性認知症」は、その発症年齢が平均51歳と言われています。つまり働き盛りの人が発症することも多いのが現実です。若年性認知症に限らず、一家の大黒柱を担っていた人が病気やケガで仕事が続けられず、大きな経済負担を強いられることもあります。

また、若年性認知症の介護は長期にわたることが予想されるため、家族の介護力をチェックし、足りない部分は様々な支援や対策を講じましょう。いざ、介護を行うとなると、どこに相談して良いのか分からない方も多いと思います。まずはお住まいの地域の「地域包括支援センター」に相談しましょう。

木祖村地域包括支援センターは、木祖村役場の住民福祉課にあります。 電話 \*\*36-2001



### 【チェック①】健康状態

・介護者が健康であることが介護する際の絶対に必要な条件です。

### 【チェック②】補助介護者の有無

・主たる介護をサポートする他の家族がいつも近くにいますか？

### 【チェック③】経済状態

・医療費や介護費などいろいろな経費がかさばります。計画的に資産運用する策を考えてください。

### 【チェック④】他の扶養家族のこと

・就学児童や障がい者など、扶養しなければいけない家族が同居していますか？

### 【チェック⑤】介護が得意か、苦手か

・介護の得意な人と苦手な人がいます。あなたは介護が得意(上手)ですか？

### 【チェック⑥】本人との関係性

・長年ご本人と生活を共にして、関係はどうでしたか？関係性によって介護の負担感がことなります。



木祖村社協からの

# お知らせ掲示板

## 嘱託 パート 職員募集



木祖村社協では、下記の嘱託職員およびパート職員を募集します。誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けて社協と一緒にお仕事しましょう。仕事内容などお気軽に社協までお問合せください。

**【嘱託】 地域福祉事業・配食サービス業務等担当 1名**

**【パート】 配食サービス調理員(配食サービス全般) 1名**

**【パート】 訪問介護員・ミニデイサービス介護員 若干名**

### 【受験資格】

- ①20歳以上 ②普通運転免許(オートマ可)所持者
- ③木祖村に居住あるいは通勤することができる者

### 【応募方法】

受付期間内に必要書類を木祖村社協にご提出ください。

- 応募申込書(社協に請求またはホームページからダウンロード)
- 履歴書 ●健康診断書 ●応募理由書「志望理由(400文字程度)」



2023年		3月の行事予定
1日	(水)	
2日	(木)	配食 ミニデイサービス
3日	(金)	すずめ塾
4日	(土)	
5日	(日)	
6日	(月)	ミニデイサービス
7日	(火)	無料法律相談所
8日	(水)	
9日	(木)	配食 ミニデイサービス
10日	(金)	すずめ塾 ふれあいクッキング(11区)
11日	(土)	
12日	(日)	
13日	(月)	ミニデイサービス 木曾ボランティアフォーラム
14日	(火)	手話サークル
15日	(水)	
16日	(木)	配食 ミニデイサービス
17日	(金)	すずめ塾
18日	(土)	
19日	(日)	
20日	(月)	ミニデイサービス
21日	(火)	
22日	(水)	
23日	(木)	配食 ミニデイサービス
24日	(金)	すずめ塾
25日	(土)	
26日	(日)	
27日	(月)	ミニデイサービス
28日	(火)	手話サークル ふれあいクッキング
29日	(水)	
30日	(木)	配食 ミニデイサービス
31日	(金)	すずめ塾

弁護士さんによる

## 無料法律相談所の開設!

家族・ご近所

損害賠償

お金の貸し借り

土地・家屋

身近な暮らしや社会生活における様々な問題について、法律の専門家である弁護士さんがその対処方法などを適切にアドバイスしてくれます。

【日 時】 **3月7日 (火)**

10時00分～11時30分

【会 場】 幸せテラスまめのわ 相談室

相談希望の方は、直接会場にお越しください。



春分の日

楽しい!  
おいしい!

## ふれあいクッキング

健康ポイント

1

【日 時】 **3月28日 (火)**

10時00分～12時00分

【場 所】 小木曾北部公民館

【参加費】 300円

【持ち物】 エプロン・三角巾・マスク・筆記用具

飲み物・持帰り用の袋・健康ポイントカード



参加希望の方は、3月22日(水)までに社協に連絡をお願いします。



編集・発行 社会福祉法人 木祖村社会福祉協議会

〒399-6201 長野県木曾郡木祖村藪原1191番地30 幸せテラスまめのわ内

TEL 0264-36-3441 FAX 0264-36-3482 Mail kisosyakyo@kv.kiso.ne.jp

